

平成19年(2007年)6月27日
建設委員会資料
都市整備部土木・交通担当

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 事故の概要

- (1) 事故発生日時 平成19年(2007年)2月28日午後2時10分頃
- (2) 事故発生場所 東京都中野区本町一丁目
- (3) 事故発生状況 区の職員が運転する車両が山手通りに進もうとしたが、進行方向を間違えたため、一旦車両を後退させたところ、後にいたスクーターに接触した。

この事故によりスクーターは、前部タイヤカバー等を破損した。

2 和解(示談)の要旨

相手方が被った損害157,800円について賠償する義務のあることを認め、相手方に支払う。

3 和解(示談)の成立の日

平成19年(2007年)3月27日

4 区の賠償責任

本件事故は、区の職員の後方確認が不十分であったことにより生じた事故であり、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、タイヤカバーの修理費、代車費その他157,800円であり、区の損害賠償額は、損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方に支払われた。

備考

事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭による注意
- (2) 所属長から分野内の職員に事故防止の徹底